

令和4年あきる野市農業委員会 4月総会議事録

令和4年4月25日（月）午後1時30分、令和4年あきる野市農業委員会4月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、大福哲也、唐澤啓治、長濱一郎、本郷朝次、笹本善之、小川金二、栗原剛、嶋崎三雄、田中克博、平野久雄、山崎勇

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎、小田川篤雄、坂本博、野崎忠、宮崎恒雄、田中英雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 藤島和彦 ・ 事務局 金澤知行、森川朋紀

報告

- 第1号報告 職員の解任及び任命について
- 第2号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議事日程

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 第3号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- 第4号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

開会 午後1時30分

(事務局長) それでは若干早いのですが、皆さまお揃いになりましたので、ただ今から、令和4年あきる野市農業委員会4月総会を開催いたします。4月1日付けで事務局に人事異動がございましたので、後ほど報告をさせていただきます。それでは、初めに甲野会長からご挨拶、よろしく願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しい中総会に出席いただきまして、ありがとうございます。コロナもようやく落ち着きを見せて、全員出席の総会は2回連続だと思いますが、ただコロナの感染が小学校を中心に学級閉鎖になるなど、子供さんの間でかなり流行っているようでして、皆さまもお子様、お孫様の健康状態に注意をしながら、ご自身も気を付けていただきたいと思います。コロナ以外のウイルスにも油断しないようお願いいたします。以上です。

(事務局長) はい。ありがとうございました。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。4月13日、水曜日に瑞穂町役場で開催された、西多摩地方農業委員会連合会総会に事務局長と私が出席しました。諸報告は以上です。本日の署名委員は唐澤委員と長濱委員になります。よろしく願いします。

(事務局長) それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしく願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は橋本委員より欠席の連絡がございましたので、農業委員13名、推進委員6名の合計19名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは、第1号報告についてですが、本件につきましては、4月1日付けの職員の人事異動に伴うものでございます。それでは、事務局より説明願います。

(事務局長) はい。それでは私から説明させていただきます。それでは1ページ目をご覧ください。第1号報告、職員の解任及び任命について。令和4年4月1日付で下記職員を解任及び任命したので報告する。令和4年4月25日提出、あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。記、解任、事務局次長、金子公晃、事務局、丸山誠司。こちらにつきましては、令和4年3月31日付での異動及び退職に伴い解任という形になっております。任命、事務局次長、藤島和彦、事務局、田野倉健。以上となります。それでは新しく任命された2人から、ご挨拶をお願いいたします。

(事務局・自己紹介) **省略**

(議長) ありがとうございました。よろしく願いいたします。続きまして、第2号報告について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは議案書2ページ目をご覧ください。第2号報告、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法第18条第6項の規定による次の農地の通知については、同法に規定する合意解約であることを認めこれを受理した。令和4年4月25日提出、あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号報告・収受5 朗読)

以上でございます。

(議長) それでは議事に入ります。第1号議案、収受1についてですが、こちらは〇〇委員のご親族の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは第1号議案、収受1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書3ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和4年4月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受1について、担当の小田川委員、説明願います。

(小田川委員) それでは9ページをご覧ください。4月20日に事務局2名と田中克博委員と4名で現地を見てまいりました。

(現地案内図 説明)

現地は〇〇さんの家の近くであります。土地についてですが、道路に近い部分の細長くなっている所、ここは耕運機が通れる程度の幅でありました。その上側には家が2棟建っております。その家の近く、一部分なのですが、少し砂利が混じったりしておりまして、そこについては果樹を植えるということで、ミカンの苗木が8本ほど植わっていました。残りの大半については、耕耘をすればすぐ畑として利用が可能な状況にありました。それと、畑の一部に10㎡程度の小屋がありまして、これについては農業用施設として利用するという事で伺っております。営農拡大であり、特に問題はないかと思えます。

(議長) はい。ただいま、事務局と小田川委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、収受1について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。それでは、〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、収受7についてですが、こちらはご本人をお呼びしている案件となります。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書4ページ目をご覧ください。

(第1号議案・収受7 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受7について、担当の宮崎委員、説明願います。

(宮崎委員) はい。地図は10ページになります。4月20日に山崎委員と事務局の方と現地へ行って来ました。地図上番地が細かく分かれています。△△△-△と〇〇〇は1枚の畑として使われています。下の方の5筆ある所も、5筆まとまって1枚として使われています。です

ので、畑としては2ヶ所ということになります。地図の一番下に道路がありますが、この道路より下の南側は山になっています。この5筆が固まっている所の西側はスギが植えられています、良い太さになっています。それ以外の空白の所はそれぞれ細かく所有者がいて、耕作がされている状況です。この件は昨年初めに農業を始めたいという相談を受けまして、市役所に相談をしたところ実績がなければ、ということで、とりあえず始めて見たらどうですか？というところから動き出しました。その時にここを使ってみたら？と5筆が固まっている所、ここで●反ちょっとありまして、それとこのすぐ上の所にも●反ちょっとの畑がありまして、これらの畑について所有者から作業委託を受ける形で始めました。昨年前半トウモロコシをやって、後半はハクサイ、キャベツをやり、獣の被害も大きい所ですけれども、この方は自分の周りに柵を作って、被害を食い止めたという状況です。5筆の所はトウモロコシの種まきがされて、ノラボウ、ネギが植えられている状況でありました。○○○、△△△-△の方は、それまで借りていた人が昨年体を壊して、結局もうできないということになって、空白になったものですから、この2ヶ所で○○さんが購入して農業を開始したいということになります。○○さんは退職されるまで福祉施設にお勤めで、農場を管理する仕事をやっておられたようで、そこでも2反、3反の面積を管理していた、そういう経験があります。退職した時にご高齢のおばあさんがいらっしゃって、○○さんの奥さんはフルタイムで働いていたものですから、○○さんが介助をされていたのですが、そのおばあさんが3年前に亡くなられて、昨年農業を始めたいという話が立ち上がって来たということになります。その○○○の畑のすぐ西側が○○さんのご自宅で、今回購入する畑は屋敷続きの畑ということになります。ゼロからの購入で、年齢も●●歳を過ぎてということで、異例でもありますが、合理的な話ではないかなと思います。私の報告は以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と宮崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(議長) 他にご質問ございますか？ご本人がいらしていますので・・・よろしいでしょうか？
それでは農地を譲り受ける○○○○さんをお呼びします。ぜひご質問をお願いします。

(○○氏 入室)

(議長) ○○さん、本日はお忙しい中ご足労いただきありがとうございます。早速ですが、自己紹介と今後の計画、また抱負等ありましたら、ご説明をよろしく願いいたします。

(○○氏) 皆さま、こんにちは。●●●から来ました○○○○と申します。今年の1月で●●歳になりました。昨年の5月に畑2ヶ所をお借りして野菜作りを始めました。1ヶ所は●●●坪ぐらい、もう1ヶ所は●●●坪ぐらい、沢沿いに竹藪になって竹藪を切って開墾して、黒土を入れまして野菜作りをしております。去年はトウモロコシとカボチャ、カブ、後半にハクサイとキャベツを作りました。私は元々サラリーマンで会社に勤めていました。●●歳の時に転職をしまして、福祉施設の職員になりました。そこでは4つの作業がありまして、私はその1つの農園芸班を担当することになりました。そこで野菜作りをして、農業のボランティアさんにも結構来ていただいて、私も2人の師匠にいろいろな事を教わりながら、シイタケの原木とか苗の供給等もしていただいて、私が来た時、福祉施設の畑は●●●坪が2ヶ所ぐらい、多い時で3ヶ所ぐらいありました。ただ、作る作物のノルマとかはなく、手作りでみんなで作って、

地域の人に福祉施設の実態を広げながら、野菜作りを通じて、将来はグループホームなり作業所に通所など、通えるようになればいいなというような形で作業をやってきました。私も●●歳までやって、定年という訳ではないのですが、まだ働けたのですが、お袋が高齢のために見守りたいということで、しばらく家にいました。3年前にお袋が亡くなって、そろそろ何かをしなきゃという気持ちでいました。そうしたら、コロナとかいろいろありまして、働くのもちょっと難しくなって、そんな折に畑をやらないかと、私もやりたいから、何か体を動かして作りたいなということで、お借りすることになりました。現在は今までの福祉施設での経験とか、地元にも先輩がいっぱいいますので、先輩に聞きながら野菜作りを今やっているところです。今後、私としては自分の作った野菜がJAの直売所や自分の家の前で売れるようになればいいなど、そういう目標と言いますか、気持ちを抱いてやっている現在でございます。以上です。

(議長) はい。ありがとうございます。ご本人の説明が終わりました。何か質問はございますか。

(本郷委員) あの、これは畑を借りるということもできる訳ですよね？所有権移転ということは畑を購入される訳ですよね？今現在●●歳で、今後農業ができるのは一般的に●●年とか●●年とかになると思いますが、後継者という方もいらっしゃるのですか？

(〇〇氏) 一応息子が今サラリーマンですけれども、今も休みの日に来て手伝ってもらっているのですが、息子もその気ではいません。畑が家の目の前なので、水の供給とか、いろいろな事が便利で条件が良いので、それならいいな、やりがいがあるかな、というような気持ちでやっております。

(議長) 他にご質問ございますか？

(嶋崎委員) 嶋崎と申します。今現在は販売とか、そういうのはやってないのですか？

(〇〇氏) まだちょっと、私も自信がないと言うか、実際自分で作ってはいるのですが、本当かいいのかなと・・・。現在は自分が畑を始めたということで会社の同僚とか友人知人などに、名刺代わりじゃないですけど、食べてもらっているという状況です。それを、これからは販売できるようにしたい、販売したいという気持ちでいます。

(嶋崎委員) ただ、これだけの面積があって、作物ができたら大変なことになりますよね？それは今、どうお考えなんでしょうか？

(〇〇氏) そうですね。あの、福祉施設にいる時は●●市のお弁当屋さんとか、そういう所に以前は卸していましたが、ただ、それも私が開拓していかなければいけないなと思っています。

(嶋崎委員) 宮崎さんに聞きたいのですが、ファーマーズの話とかは今のところ、まだないのでしょうか？

(宮崎委員) ファーマーズに入会するのに、農業委員会に登録した農地が必要で、それが●●歳前までですと借りて、というのもありましたけれども、今回は●●歳を超えられているケースですので、所有なのかなと。先ほど本郷さんから質問のありました、借りるということもできるんですよと。私も説明をして、それでもやっぱり〇〇さんの方で所有をしてやりたいんだという希望がありまして、進んでいったという案件なんですね。五日市の直売所は基本的には荷が少ないという状況で、もしこの面積が上手にできるように〇〇さんがスキルアップしてくれて、供給できるようになったら、直売所的にはとても嬉しいことで、その辺は私の方は期待しているところです。

(嶋崎委員) ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？

(堀江職務代理) 計算すると、●, ●●●㎡ぐらいあるので、面積的に1人でやるのは大変だと思うので、現状としてトラクターや軽トラックとか、そういうのを近い将来購入したいとかは・・・

(〇〇氏) それは考えています。

(堀江職務代理) はい。夏になると結構草に追いかけられちゃうところもあると思うので、その辺を頑張っていたきたいと思います。

(〇〇氏) はい。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？今、かなり意見がありましたように、面積が●反●畝ぐらいありますので、体に気を付けながら、できるだけきれいに良い作物を作れるよう頑張っていたきたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

(〇〇氏) はい。よろしく願います。ありがとうございました。

(〇〇氏 退室)

(議長) 他にご質問ございますか？

(嶋崎委員) あの、すみません。今まで借用地が●反歩あるのかな？その辺のお話をちょっとお願いしたいのですが。

(事務局) 先ほど宮崎委員からお話もあったように、1年間は自分の力を試してみるということで、1年間畑を作業委託という形で耕作してきました。結果的に1年間を通してご自身でしっかりできたということで、正式に農業委員会を通してこちらの畑を買いたいということで、今回上がってきた案件です。

(事務局長) なので、正式に農業委員会を通して、というのは始めてとなります。

(嶋崎委員) そうですね。分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、收受7について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書5ページ目をご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和4年4月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上になります。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の唐澤委員、説明願います。

(唐澤委員) はい。それでは番号1を報告させていただきます。4月20日に事務局2人と松村委員と4人で調査に行っていました。現地の地図は11ページになります。

(現地案内図 説明)

△△△は田んぼになっていて、きれいに耕耘されて、まだ水は張っていませんが、きれいになっておりました。○○○はハウスが3棟建ってまして、そこにトウモロコシが植えてありました。△△△の道反対側が○○○○さんの自宅になります。□□□は田んぼで、やはりきれいに耕耘されて、まだ水は張っていませんが、きれいになっておりました。それと▽▽▽▽▽、◇◇◇、ここは栗林になっておまして、ちょっと道が狭かったので、歩いて見てまいりました。多少草は生えていましたが、格別問題はないと思います。続きまして、12ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらの3筆もやはりトウモロコシがトンネルで6本蒔いてありました。きれいになっておりました。それと、◆◆◆-◆、ここもトウモロコシが作付けされておまして、特に問題はないと思います。○○○○さんは●●歳で高齢ですが、まだ現役で息子さんと頑張っておられますので、よろしく願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と唐澤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、○○○○さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書6ページ目をご覧ください。

(第2号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。去る4月20日、事務局2名と現地を確認いたしました。場所につきましては、まず13ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

○○○-○には果樹が12本ありまして、主にミカンですが、苗木の物もありました。作物については、ネギ、タマネギ、トウモロコシ、エンドウ等が少しずつ作られており、空いている所についてはよく耕耘がなされておりました。畑の縁には堆肥がたくさん積まれ、次の作付けを準備されているようでございました。次の場所は14ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

△△△-△は畑の北側約半分が竹林になっており、南側は梅林であります。梅林の方につきましては下草もよく刈られておりました。またタケノコにつきましても、収穫された残骸が□□□□番地の畑の方に処理されておりましたので、タケノコも収穫している様子がうかがえます。次に▽▽▽▽と◇◇◇◇ですね、これは田んぼでございまして、昨年の稲の切り株もよく耕耘がなされまして、代かきの準備に入っている状況にあります。その西の□□□□番につきましても、畑として耕作され、ジャガイモが栽培されておりました。次は15ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

◆◆◆につきましては、草もなく、ネギ、ジャガイモ、ノラボウ等が作られておりました。

いずれの農地も問題はなかろうかと思えます。事前に嶋崎委員にお聞きしましたところ、〇〇さんはよく畑に来られているということでありました。以上でございます。

(議長) はい。ただいま、事務局と本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第2号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の小田川委員、説明願います。

(小田川委員) はい。それでは16ページをご覧ください。4月20日に事務局2名、田中克博委員と4名で現地を見てまいりました。

(現地案内図 説明)

まず〇〇〇〇ですが、ここについてはジャガイモ、ワケネギ等が植わっておりまして、約半分作られておりました。残り半分はきれいに耕耘されておりました。続きまして、△△△△と□□□□-□ですが、ここについては、ちょうど〇〇さんが作業しておりまして、ちょっとお話はさせていただきました。ここには、ハウレンソウ、エダマメ、ルッコラ、カブ、ナバナ等が栽培されておりまして、あと、ハウス2棟があり、1棟はきれいに耕耘されていて、もう1棟は緑肥、肥料用に使用されているという状況にありました。それから17ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

ここはコマツナ、ネギ、ジャガイモ、タマネギ等が栽培されておりまして、きれいに管理されておりました。特に問題ないかと思えます。

(議長) はい。ただいま、事務局と小田川委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第3号議案、番号1についてですが、こちらは先月からの継続議案となっております。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書7ページ目をご覧ください。第3号議案(継続議案)、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について。農業相続人に係る納税猶予の

特例を受けている農地等については、次のとおり利用状況を確認する。令和4年4月25日提出。
あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上になります。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。こちらは先月にもありました議案になりますが、継続議案ということで、4月20日に事務局2名と平野委員とで再調査をしてみました。地図は18ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

3筆ありますが、使用状況としては1枚として使われているような状況です。作物は北側半分はネギ、ニンニク、もう花が咲いちゃっていましたがノラボウ、ジャガイモやサヤエンドウと、細かくいろいろな物が作られていました。それで前回問題となった、半分ちょっとある南側の部分が草だらけだったということで、前は草もまだ低いという報告をさせていただいたのですが、私も個人的に見に行ったのですが、18日の日はまだそのままの継続状態だったのですが、19日に多分耕耘されたのではないかと思います、20日には耕耘後の状態でありました。状況としてはそういう形であります。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(小川委員) 今後の作付けの計画、それを事務局の方で聞いていますか？

(事務局) その点について、ご説明させていただきます。まず南側の作付けの状況について、私の方で税務署に問い合わせをしたのですが、耕耘をしていつでも作付けができる状態を維持していただければ、税務署としても「自ら農地として使用」というところで回答しても問題はないということで、税務署の方から回答をいただきました。今後の営農計画ですが、南側部分については、納税猶予の免除が確定次第、どなたかにお貸ししていきたいというように話を聞いております。南側について今まで作付けがなかなかできなかったということで、納税猶予を当初申請する時に自らやっていますということをお伝えしていて、なかなかできず申し訳ありませんでしたとおっしゃっていました。以上になります。

(小川委員) 草の性質として、草をしっかり取らないと、すぐにまた出てくる草なんですね。それで今日現在は長濱さんが言うように、すごくきれいなんです。私もあれと同じ草が自分の所で出て、一生懸命鍬で抜いているんだけど、耕耘すると根っこが切れて、それが畑中に広がっちゃう草なんですね。だから、枯れる草じゃなくて、取り上げないとダメな草なものだから、できたら作付けか何かした方が、その草がなくなるのかなという素朴な疑問があって・・・。あと何年あるのですか？そこまで持ち堪えられるかどうか、ちょっと心配なんです。

(議長) もう最終だから、期限が・・・

(小川委員) じゃあ、もうそろそろ目途が付くってことですね？

(事務局) もう20年が経つというところの利用状況の確認になりますので、もうじき納税猶予がなくなる予定です。

(小川委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問は？

(本郷委員) でも、納税猶予が終わっても、作る気持ちはあるのでしょうか？

(事務局) その点についてですが、南側については今作付けができてないので、そこについてはお貸しをしたいと。北側は今、作付けがされておりまして、そこについてはご自身とご親族等で畑を維持していきたいとお話は聞いております。

(笹本委員) そういう場合も当然、利用権の設定は農業委員会を通してやる訳じゃないですか。筆が南北で繋がっている、この北側だけ利用権を設定しないということはできるのですか？

(事務局) はい。利用権設定は按分という形で〇〇㎡の内〇〇㎡を借りる、というような扱いで、総会で通すことができます。

(笹本委員) それはできるんですね。それと草の問題に関して言うと、あの草は本当に駆除するのが大変なんです。契約期間を例えば1年とかにして、頑張って鍬で引っっこ抜いたら契約期間が切れてしまって返してね、というようなトラブルというのも他の地域ではあるみたいなので、もし本人がきれいに使ってくれるんだったらお願いしますという感じだとしたら、できれば利用権は長めに設定して、最初に使う人は少し手間だけど、長く使えるので頑張ってきれいにしてからやってもらうような感じにした方が良くないかなと思うので、ちょっと頭に入れておいていただくと助かります。

(事務局) はい。分かりました。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・畑は縦長ですが、南北で何かあるのでしょうかね？南がやりづらいとか？なんで南側だけやらないのか、それがちょっとよく分からない。

(笹本委員) 南側だけでトラクターはどうやって入って行くのでしょうか？深いから。

(事務局) 入り口なんですけれども、地図の〇〇〇番の一番西側、道路付きの所に畑に入る進入路がありまして、そこから一番西側に細い通路があるので、そこを歩いてトラクターとかで入ることができるかと聞いております。

(笹本委員) 今、北側で作付けている所の横を歩いて入って行く？

(事務局) そういう形になります。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？先ほどの税務署の見解なんですけれども、すぐにでも作付けができる状態まではやってほしい、ということですので、確かに草が少し目立つように生えていて、その辺は少し疑いはあるのですが、今は耕耘してきれいになっているということですので・・・。他にご質問はよろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号1については、自ら農地として利用していることを確認することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、自ら農地として利用している旨を回答いたします。続きまして、第4号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは議案書8ページ目をご覧ください。第4号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。令和4年4月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。去る4月20日、事務局2名と唐澤委員とで現地を見てまいりました。地図は19ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

ここには栗が植わっておりまして、きれいに草は退治してありました。問題はないと思いますが、よろしく願います。

(議長) はい。ただいま、事務局と松村委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(小川委員) ちょっと教えていただきたいのですが、●●●㎡の内●●●㎡ということで、この差は何でしょうか？

(松村委員) 一部駐車場になっています。

(小川委員) じゃあ、生産緑地じゃないってことですね？

(松村委員) 最初からそこだけ抜いてあったんだと思います。

(小川委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号1について、〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和4年あきる野市農業委員会4月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、5月25日、水曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしく願います。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会といたします。

閉会 午後2時33分